

新潟県病院局管理規程第13号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年11月29日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| 別表（第2条関係） 1～37（略） 38 先進医療及び患者申出療養に係る診療料 病院長が病院局長の承認を得て算定した額 39～45（略） 備考（略） | 別表（第2条関係） 1～37（略） 38 先進医療に係る診療料 病院長が病院局長の承認を得て算定した額 39～45（略） 備考（略） |

附 則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。